

としま 区議会 だより

平成26年
第4回
定例会

No.243

広報編集委員会
豊島区議会事務局

〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1

☎03(3981)1453

http://www.city.toshima.lg.jp/kugikai
E-mail A0028903@city.toshima.lg.jp

平成27年(2015年)2月1日発行

池袋スポーツセンター（健康プラザとしま8階～11階）



トレーニングルーム



温水プール



南長崎スポーツセンター



トレーニングルーム



温水プール

豊島区立体育施設条例 （一部改正）などを可決

平成26年第4回定例会は、11月21日から12月5日までの15日間にわたって開会されました。今定例会では、豊島区立体育施設条例（一部改正）など区長提出議案30件を可決、議員提出議案2件を可決しました。請願・陳情は3件を採択、10件を閉会中の継続審査としました。

可決した意見書 （要旨）

固定資産税及び都市計画 税の軽減措置の継続を求 める意見書

東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活はさらに厳しいものとなり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

よって、豊島区議会は、次の事項について強く要望します。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、平成27年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、平成27年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、平成27年度以後も継続すること。

（東京都知事あて）

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

現在のウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法に限定されています。これらの治療法の適用とならない肝硬変・肝がんの患者は、高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能等の生活困難に直面しているため、肝硬変・肝がんを含むすべての肝炎医療に対する医療費助成の拡充が必要と見られます。

また、身体障害者福祉法に基づく肝疾患の障害認定については基準がきわめて厳しいため、肝炎患者に対する生活支援の実効性が発揮されていません。

よって、豊島区議会は、次の事項について強く求めます。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。（衆・参議院議長、内閣総理・厚生労働大臣あて）

主な掲載内容

議案等の審議結果一覧	2面
区政のここが聞きたい	
～一般質問（要旨）～	3～6面
常任委員会Q&A	7面
視察来訪した議会一覧等	8面